

平成 年 月 日

公益財団法人奈良県地域産業振興センター
理事長 殿

所属機関名又は事務所名 :

申請者氏名 :

印

「平成26年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」
(よろず支援拠点サブコーディネーター)に係る応募申請書

「平成26年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」(よろず支援拠点サブコーディネーター)について、下記の書類を添えて応募いたします。

記

- (1) サブコーディネーター応募申請書 (様式1)
- (2) サブコーディネーター応募者の支援事例 (様式2)
- (3) 暴力団排除に関する誓約書 (様式3)
- (4) その他添付書類

(様式 1)

サブコーディネーター (A) 応募申請書 ※A・Bを選択して下さい

※本様式は、サブコーディネーター応募者自身に記入していただく様式です。

ふりがな	所属機関名又は事務所名
氏 名	
	役 職
生年月日 年 月 日 生 (歳)	

所属機関又は事務所所在地 : 〒

電話番号 :

メールアドレス :

主な資格 (学位を除く・支援業務に必要な保有資格のみを記載してください)

履歴事項

(始期)	(終期・現職)	(役職)
年 月	年 月	
年 月	年 月	
年 月	年 月	
年 月	年 月	
年 月	年 月	

(1) サブコーディネーターに応募しようと考へた動機について

(2) サブコーディネーターとなった場合に、本事業に従事できる日数について

週 程度、年間 日

(3) 優れた中小企業・小規模事業者支援能力を有していると考える理由

- ①実施地域の経済・産業事情や中小企業・小規模事業者の課題、実施地域の支援体制・支援ニーズの状況を的確に把握し、強化すべき機能とそれを実現する提案が行われていること。

②中小企業・小規模事業者に対する支援にあたり、本事業への熱意、優れたコミュニケーション能力等を有していること。

③中小企業・小規模事業者の経営課題の抽出や課題克服策など経営支援に関する優れた知識・経験・実績または優れた能力・資質を有していること。

④中小企業・小規模事業者の支援を行うにあたり、事業計画策定等の具体的支援を実施する優れた経験・実績または優れた能力・資質を有していること。

⑤中小企業・小規模事業者の経営課題の克服を支援するため、適切に専門人材を活用する優れた経験・実績または優れた能力・資質を有していること。

⑥実施地域内外の支援機関等との良好な連携関係を構築するにあたり、優れた経験・ネットワークまたは優れた能力・資質を有していること。

⑦幅広い分野において優れた知見・支援ノウハウを有していること、または知見・支援ノウハウを構築し得る能力・資質を有していること。

⑧実施地域内外の支援機関の特徴、幅広い専門家、国や自治体の施策に関する優れた知見を有していること、またはそうした知識・知見を得る能力・資質を有していること。

サブコーディネーター応募者の支援事例

本様式は、応募者自身に記入していただく様式です。

過去3年以内に支援した中小企業・小規模事業者に関する情報と、その企業に対する支援策の詳細を記入してください。(当該企業の基本情報、抱える経営課題、課題解決に関して提示した支援策等について、応募者自身が果たした役割等を明確に示した上で、具体的に記載し、本様式1枚に収めてください。)

※1人の応募者につき、本様式を必ず1枚（1つの支援事例）を提出してください。

※これまで中小企業・小規模事業者支援の経験がない応募者については、自身がサブコーディネーターとして優れた能力・資質を有していると考える理由等を記載してください（自由記述。1.及び2.は不要です。）。

サブコーディネーター応募者の氏名	
所属機関名又は事務所名	

1. 支援先企業の基本情報

業種 :	事業概要 :
規模	期間 :
社員数 : 名	支援テーマ :
売上 (年) : 円	

2. 支援情報

- ・ 支援提供の経緯

- ・ 支援開始時の事業状況と経営課題認識
(出来るだけ具体的にご記入下さい。)

- ・ 経営課題へのアプローチと支援策
(売り上げか〇割増加した等、出来るだけ具体的にご記入下さい。)

- ・ 支援結果とその改善効果
(売り上げか〇割増加した等、出来るだけ具体的にご記入下さい。)

※適宜、添付資料を付けていただいて構いません。

年 月 日

公益財団法人奈良県地域産業振興センター

理事長 殿

申請者住所（郵便番号・事務所所在地）

申請者氏名（名称及び代表者の役職・氏名） 印

暴力団排除に関する誓約書

平成26年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点サブコーディネーター）を応募するにあたり、当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、以下のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき